

令和 2 年 1 月 29 日

労働者派遣事業派遣先事業主 各位

公益社団法人
鹿児島県シルバー人材センター連合会
事務局長 源 田 弘 之

労働者派遣法の改正に伴う「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供」の提出について(お願い)

標記のことについて、国の実施する「働き方改革実行計画」に基づき、労働者派遣法が改正され令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

改正内容については、同一事業所内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図るとされ、派遣労働者についても対象となっております。その中で、派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇(均等・均衡方式)、②一定の要件を満たす労使協定による待遇(労使協定方式)のいずれかを確保することが義務化されました。

シルバー人材センターの実施する労働者派遣事業については、労働者が従事している多様な業務から、緊急時の対応など責任の程度が、通常の労働者と異なる業務、危険・有害ではない業務、高齢者の体力に見合った業務などを切り出した業務であることが一般的ですので、原則、①均等・均衡方式による運営を行うこととしております。

また、当該方式による労働者派遣契約(個別契約)等について、派遣先事業所に、「派遣先比較対象労働者の待遇等に関する情報」の提供が義務付けられます。

つきましては、リーフレット「派遣先の皆さまへ」を参照の上、「比較対象労働者の待遇等に関する情報」をご確認いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、改正内容及び、ご提供いただく「比較対象労働者の待遇等に関する情報」の提出様式については、下記の「鹿児島県シルバー人材センター連合会」HP に掲載しております。

記

1. 問合せ先 (1)派遣先事業所の所在するシルバー人材センター(派遣元シルバー人材センター)
(2)公益社団法人 鹿児島県シルバー人材センター連合会 事業課
鹿児島市中央町9-1 鹿児島中央第一生命ビル8F【電話:(099)206-5422】
2. HP 「鹿児島県シルバー人材センター連合会」最新情報欄をご確認ください。
【 <http://kscr.or.jp/> 】
3. 注意点 「比較対象労働者の待遇等に関する情報」の提供は、令和2年4月1日からの契約及び、既に締結している契約で、令和2年4月1日をまたぐものも対象になります。
※「比較対象労働者の待遇等に関する情報」は、新たな派遣契約(更新を含む)についても令和2年3月末までに提出が必要となります。